■平成18年度所得制限限度額 改

国民年金加 入 者

301万円

339万円

377万円

415万円

正 前

時に所得制限限度額も左表の これまでの「小学校第3学年 修了前まで」から「小学校修 了前まで」になり、また、同 児童手当制度の改正点 児童手当の制度改正によ 支給対象年齢が拡大され、 児童手当の制度が変わりました **●支給対象年齢が「小学校3年生まで」から「小学** 所得制限限度額の引き上げ 校6年生まで」に拡大 は、9月30日までに受付した きますようお知らせします。 方は、受給申請をしていただ 所得超過で受給できなかった なお、制度改正に伴う申請 この改正に伴い、これまで

646万円 684万円

さかのぼって支給します。

(公務員の方は勤務先で手続

ものに限り、4月分(または

支給要件に該当した月分)に

厚生年金加 入 者

532万円

570万円

608万円

改 正 後

国民年金加 入 者

460万円

498万円

____ 536万円

574万円

きしてください)

とおり緩和されました。

612万円 453万円 612万円 4人 ※現在特例給付の方は 支給区分が変更になります。

厚生年金加 入 者

460万円

498万円

536万円

574万円

当を受けていない方 平成17年度に児童手

手当を受けていない方は、 となります。 養育されていて、現在、児童 認定請求書」の提出が必要 0歳から12歳までの児童を

▼手続きに必要なもの

扶養親族

等の人数

0人

1人

2人

3人

①印鑑(朱肉を使うもの)

平成17年度に児童 手当を受けていた方

小学校4年生の保護者の方

だく書類はありません。 ますので、特に提出していた 継続して児童手当が受けられ 小学校3年生からそのまま

)小学校5年生または6年 生の保護者の方

ている児童のほかに、小学校 5年生または6年生の児童を 現在、児童手当を受給され

《申請場所・問合せ》

市民課市民係、または各総

合支所市民生活課

②請求者の振込口座 (郵便局 平成18年4月1日から

等、必要に応じて提出してい いただいてもよい場合があり ただく書類があります。 ④年金手帳(基礎年金番号) わせください。 ますので、担当課まで問い合 ※その他に所得課税証明書 ③請求者の健康保険証 また、添付書類は後日提出 リーマン等である場合のみ (サラ

所で認印を持参の上、手続き してください。

となりますので、次の申請場

定認定請求書」の提出が必要 養育されている方は、「額改

•提出期限 (郵送可) 9月30日(土)

厳守でお願いします。 場合、申請された翌月分から ※提出期限を過ぎての提出の の支給となりますので、 期限

すので早めに申請してくだ 到達した日が受付日となりま 郵送の場合は、申請場所に 金曜日までの執務時間内で、 なお、受付は、月曜日から

■平成18年度所得制限限度額			
扶養親族 等の人数	改正前	改正後	
0人	460万円	532万円	
1人	498万円	570万円	
2人	536万円	608万円	
3人	574万円	646万円	
4人	612万円	684万円	

(対象年齢 小学生未満)

乳幼児医療の所得制限

限度額も拡大しました

満の乳幼児です。 象年齢は、変わらず小学生未 のとおり拡大されました。対 乳幼児医療の所得制限も左表 児童手当制度の改正に伴い、

れた医療費の領収書を持参の す。なお、申請までに受けら 申請していただくと、4月分 上、手続きしてください。 の乳幼児医療費を支給しま 措置として、5月31日までに の受給対象となる方は、緩和 また、新たに乳幼児医療費

限限度額		
	改正後	
	532万円	
	570万円	
	608万円	
	646万円	
	684万円	

《申請場所・問合せ》 ·提出期限 5月31日(水

各総合支所市民生活課 市民課国保医療係、または